

官報

号外

平成四年三月十日

○第百二十三回 衆議院會議録 第九号

平成四年三月十日(火曜日)

議事日程 第六号

平成四年三月十日

午後一時開議

- 第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出)
- 第三 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
- 日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出)
- 日程第三 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

○議長(櫻内義雄君) 検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙を行います。

○木村義雄君 検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決しました。

議長は、検察官適格審査会委員に冬柴鐵三君を指名いたします。

また、

中川昭一君を加藤卓二君の予備委員に、

緒方克陽君を上井たか子君の予備委員に、

北側一雄君を冬柴鐵三君の予備委員に

指名いたします。

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長松永光君。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松永光君登壇〕

○松永光君 ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における公務員給与の改定及び物価の変動等にかんがみまして、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであります。

その主な内容の第一は、投票所経費、開票所経費、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の基準額を改定しようとするものであります。

第二は、参議院比例代表選出議員選挙における候補者氏名等掲示の経費の額について、候補者数が三百五十人以上の場合において、所要の額の加算を行うとするものであります。

本案は、二月十日日本特別委員会に付託され、去

る六日塩川自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長武藤山治君。

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔武藤山治君登壇〕

○武藤山治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

近年、世界経済は相互交流が進展する中で、各国間の不均衡を背景として、保護主義や地域主義

的な動きが強まっております。こうした中で、我が国は貿易黒字が再び拡大する傾向にあり、今年度は一千億ドルを突破する勢いとなっており、また、対内投資も国際的に著しく低い水準にとどまっております。

したがって、我が国としては、早急に、貿易、投資等の均衡ある相互交流を推進し、国際的に調和のとれた経済社会の構築に努めることが喫緊の課題となっております。

本案は、こうした観点から、輸入の促進に寄与する事業を支援するとともに、対内直接投資事業の実施を円滑にする措置を講ずるため提案されたものでありまして、その主な内容は、

第一に、空港・港湾地域における地域輸入促進計画を都道府県が作成し、主務大臣の承認を受けた場合、同計画に基づく輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業について、所要の助成措置を講ずること、

第二に、特定の製品を輸入する事業者について、産業基盤整備基金の債務保証の対象にするとともに、中小企業信用保険の特例を設けること、

第三に、我が国において一定の要件に該当する事業を行う外国企業等について、事業開始後一定期間に限り金融・税制上の優遇措置を講ずること、

第四に、市場開拓の調査、従業員の研修等の対内投資事業を支援する事業を行う者に対し産業基盤整備基金による出資を行うこと等であります。

本案は、去る二月十五日当委員会に付託され、同月二十六日渡部通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、三月六日質疑を行い、採決の結果、

多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 旅券法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、旅券法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長麻生太郎君。

旅券法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔麻生太郎君登壇〕

○麻生太郎君 ただいま議題となりました旅券法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

最近におきます旅券発給件数の増加に伴い、旅券発給窓口の混雑、旅券事務量の膨脹、旅券管理

事務の複雑化などの諸問題が生じており、その改善の一環として本年十一月には、機械読み取り旅券の導入が予定されております。

本案は、こうした状況に対応するため、申請手続の簡素化及び手数料等の改定を行い、もって一層の国民の便宜及び行政効率の向上を図ろうとしたものであります。

本案の主な内容は、一般旅券の発給申請のうち、有効な旅券を返納して旅券の切りかえ発給の申請を行う場合は、戸籍謄(抄)本の提出を原則として省略し得ること。一般旅券の発給に係る手数料について、経済的要因を考慮し、その適正化を図るため、現行八千円を一万円に引き上げること。経済事情の変動等を考慮し、罰則規定中、罰金の最高限度額を、現行十萬円から三十萬円に引き上げることなどについて規定しております。

本案は、去る二月十四日外務委員会に付託され、二月二十六日渡部通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、三月六日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 渡辺美智雄君
通商産業大臣 渡部 恒三君
自治大臣 塩川正十郎君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る六日、本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

中央選挙管理委員会

堀家 嘉郎君 皆川 迪夫君
角尾 隆信君 笠原 昭男君
鈴木 一弘君
花田 深君 金井 和夫君
川那辺 博君 石田 武君
岡本 富夫君

同予備委員

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

長勢 甚遠君 萩山 教嚴君
五十嵐広三君 元信 堯君
萩山 教嚴君 長勢 甚遠君
元信 堯君 五十嵐広三君

大蔵委員		建設委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
浅野 勝人君	梶山 静六君	木間 章君	小松 定男君
池田 元久君	木間 章君	小松 定男君	木間 章君
菅 直人君	江田 五月君	安全保障委員	
梶山 静六君	浅野 勝人君	辞任	補欠
木間 章君	池田 元久君	元信 堯君	五十嵐広三君
江田 五月君	菅 直人君	五十嵐広三君	元信 堯君
文教委員		環境委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
米沢 隆君	高木 義明君	時崎 雄司君	和田 静夫君
高木 義明君	米沢 隆君	和田 静夫君	時崎 雄司君
商工委員		予算委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
岩屋 毅君	森 英介君	池田 行彦君	福永 信彦君
梶山 静六君	鈴木 宗男君	戸田 菊雄君	小林 恒人君
鈴木 久君	常松 裕志君	日笠 勝之君	鳥居 一雄君
江田 五月君	田川 誠一君	藤田 スミ君	吉井 英勝君
鈴木 宗男君	梶山 静六君	和田 静夫君	時崎 雄司君
森 英介君	岩屋 毅君	吉井 英勝君	辻 第一君
常松 裕志君	鈴木 久君	福永 信彦君	池田 行彦君
田川 誠一君	江田 五月君	小林 恒人君	戸田 菊雄君
運輸委員		議院運営委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
小林 恒人君	戸田 菊雄君	増子 輝彦君	河村 建夫君
戸田 菊雄君	小林 恒人君	石井 智君	時崎 雄司君
労働委員		辞任	
辞任	補欠	増子 輝彦君	河村 建夫君
赤城 徳彦君	池田 行彦君	石井 智君	時崎 雄司君
伊藤 英成君	米沢 隆君	河村 建夫君	増子 輝彦君
池田 行彦君	赤城 徳彦君	時崎 雄司君	石井 智君
米沢 隆君	伊藤 英成君	一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	

大蔵委員		建設委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
浅野 勝人君	相沢 英之君	木間 章君	小松 定男君
池田 元久君	池田 行彦君	小松 定男君	木間 章君
菅 直人君	越智 伊平君	安全保障委員	
梶山 静六君	倉成 正君	辞任	補欠
木間 章君	原田 憲君	元信 堯君	五十嵐広三君
江田 五月君	松永 光君	五十嵐広三君	元信 堯君
文教委員		環境委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
米沢 隆君	高木 義明君	時崎 雄司君	和田 静夫君
高木 義明君	米沢 隆君	和田 静夫君	時崎 雄司君
商工委員		予算委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
岩屋 毅君	森 英介君	池田 行彦君	福永 信彦君
梶山 静六君	鈴木 宗男君	戸田 菊雄君	小林 恒人君
鈴木 久君	常松 裕志君	日笠 勝之君	鳥居 一雄君
江田 五月君	田川 誠一君	藤田 スミ君	吉井 英勝君
鈴木 宗男君	梶山 静六君	和田 静夫君	時崎 雄司君
森 英介君	岩屋 毅君	吉井 英勝君	辻 第一君
常松 裕志君	鈴木 久君	福永 信彦君	池田 行彦君
田川 誠一君	江田 五月君	小林 恒人君	戸田 菊雄君
運輸委員		議院運営委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
小林 恒人君	戸田 菊雄君	増子 輝彦君	河村 建夫君
戸田 菊雄君	小林 恒人君	石井 智君	時崎 雄司君
労働委員		辞任	
辞任	補欠	増子 輝彦君	河村 建夫君
赤城 徳彦君	池田 行彦君	石井 智君	時崎 雄司君
伊藤 英成君	米沢 隆君	河村 建夫君	増子 輝彦君
池田 行彦君	赤城 徳彦君	時崎 雄司君	石井 智君
米沢 隆君	伊藤 英成君	一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	

大蔵委員		建設委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
浅野 勝人君	相沢 英之君	木間 章君	小松 定男君
池田 元久君	池田 行彦君	小松 定男君	木間 章君
菅 直人君	越智 伊平君	安全保障委員	
梶山 静六君	倉成 正君	辞任	補欠
木間 章君	原田 憲君	元信 堯君	五十嵐広三君
江田 五月君	松永 光君	五十嵐広三君	元信 堯君
文教委員		環境委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
米沢 隆君	高木 義明君	時崎 雄司君	和田 静夫君
高木 義明君	米沢 隆君	和田 静夫君	時崎 雄司君
商工委員		予算委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
岩屋 毅君	森 英介君	池田 行彦君	福永 信彦君
梶山 静六君	鈴木 宗男君	戸田 菊雄君	小林 恒人君
鈴木 久君	常松 裕志君	日笠 勝之君	鳥居 一雄君
江田 五月君	田川 誠一君	藤田 スミ君	吉井 英勝君
鈴木 宗男君	梶山 静六君	和田 静夫君	時崎 雄司君
森 英介君	岩屋 毅君	吉井 英勝君	辻 第一君
常松 裕志君	鈴木 久君	福永 信彦君	池田 行彦君
田川 誠一君	江田 五月君	小林 恒人君	戸田 菊雄君
運輸委員		議院運営委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
小林 恒人君	戸田 菊雄君	増子 輝彦君	河村 建夫君
戸田 菊雄君	小林 恒人君	石井 智君	時崎 雄司君
労働委員		辞任	
辞任	補欠	増子 輝彦君	河村 建夫君
赤城 徳彦君	池田 行彦君	石井 智君	時崎 雄司君
伊藤 英成君	米沢 隆君	河村 建夫君	増子 輝彦君
池田 行彦君	赤城 徳彦君	時崎 雄司君	石井 智君
米沢 隆君	伊藤 英成君	一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	

大蔵委員		建設委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
浅野 勝人君	相沢 英之君	木間 章君	小松 定男君
池田 元久君	池田 行彦君	小松 定男君	木間 章君
菅 直人君	越智 伊平君	安全保障委員	
梶山 静六君	倉成 正君	辞任	補欠
木間 章君	原田 憲君	元信 堯君	五十嵐広三君
江田 五月君	松永 光君	五十嵐広三君	元信 堯君
文教委員		環境委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
米沢 隆君	高木 義明君	時崎 雄司君	和田 静夫君
高木 義明君	米沢 隆君	和田 静夫君	時崎 雄司君
商工委員		予算委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
岩屋 毅君	森 英介君	池田 行彦君	福永 信彦君
梶山 静六君	鈴木 宗男君	戸田 菊雄君	小林 恒人君
鈴木 久君	常松 裕志君	日笠 勝之君	鳥居 一雄君
江田 五月君	田川 誠一君	藤田 スミ君	吉井 英勝君
鈴木 宗男君	梶山 静六君	和田 静夫君	時崎 雄司君
森 英介君	岩屋 毅君	吉井 英勝君	辻 第一君
常松 裕志君	鈴木 久君	福永 信彦君	池田 行彦君
田川 誠一君	江田 五月君	小林 恒人君	戸田 菊雄君
運輸委員		議院運営委員	
辞任	補欠	辞任	補欠
小林 恒人君	戸田 菊雄君	増子 輝彦君	河村 建夫君
戸田 菊雄君	小林 恒人君	石井 智君	時崎 雄司君
労働委員		辞任	
辞任	補欠	増子 輝彦君	河村 建夫君
赤城 徳彦君	池田 行彦君	石井 智君	時崎 雄司君
伊藤 英成君	米沢 隆君	河村 建夫君	増子 輝彦君
池田 行彦君	赤城 徳彦君	時崎 雄司君	石井 智君
米沢 隆君	伊藤 英成君	一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	

一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

古賀 一成君
長勢 甚遠君
和田 一仁君
越智 通雄君
村田敬次郎君
中野 寛成君

建設委員

辞任

補欠

菅原喜重郎君
永末 英一君

科学技術委員

辞任

補欠

永末 英一君
菅原喜重郎君

予算委員

辞任

補欠

越智 通雄君
村田敬次郎君
春田 重昭君
日笠 勝之君
山口那津男君
小沢 和秋君
橋崎弥之助君
井奥 貞雄君
狩野 勝君

細田 博之君
佐藤 祐弘君
中野 寛成君
和田 一仁君
遠藤 和良君
富地 正介君
冬柴 鐵三君

(理事補欠選任)

一、去る六日、公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 石川 要三君(理事塩崎潤君去る二月十七日委員辞任につきその補欠)

(議案提出)

一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

少年の保護事件に係る補償に関する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案

職業能力開発促進法の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

少年の保護事件に係る補償に関する法律案(内閣提出第五一号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出第四七号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

以上三件 厚生委員会 付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)

以上二件 通信委員会 付託

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号(予))

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号(予))

職業能力開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号(予))

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号(予))

(議案送付)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成四年二月十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の 選挙人数	投票日	区市町村	
		区	市
五百人未満	平日	五、五〇〇円	二、五〇〇円
五百人以上千人未満	土曜日	二、五〇〇円	一、五〇〇円
千人以上二千人未満	日曜日	一、五〇〇円	一、五〇〇円
二千人以上三千人未満	又は休日	一、五〇〇円	一、五〇〇円
三千人以上五千人未満	平日	一、五〇〇円	一、五〇〇円
五千人以上一万人未満	土曜日	一、五〇〇円	一、五〇〇円
一万人以上二万人未満	日曜日	一、五〇〇円	一、五〇〇円
二万人以上	又は休日	一、五〇〇円	一、五〇〇円

投票区 の 選挙人数	投票日	区市町村	
		区	市
五百人未満	平日	一、〇〇〇、〇七〇円	一、〇〇〇、〇七〇円
五百人以上千人未満	土曜日	一、〇〇〇、〇七〇円	一、〇〇〇、〇七〇円
千人以上二千人未満	日曜日	一、〇〇〇、〇七〇円	一、〇〇〇、〇七〇円
二千人以上三千人未満	又は休日	一、〇〇〇、〇七〇円	一、〇〇〇、〇七〇円
三千人以上五千人未満	平日	一、〇〇〇、〇七〇円	一、〇〇〇、〇七〇円
五千人以上一万人未満	土曜日	一、〇〇〇、〇七〇円	一、〇〇〇、〇七〇円
一万人以上二万人未満	日曜日	一、〇〇〇、〇七〇円	一、〇〇〇、〇七〇円
二万人以上	又は休日	一、〇〇〇、〇七〇円	一、〇〇〇、〇七〇円

第四条第三項中「区にあつては四万九千九百八十八円、市にあつては四万三千九百九十六円、町村にあつては三万七千七百十四円をそれぞれを、五万二千八百六十三円を」に改め、同項ただし書中「これらの額及びこれらの額を、この額及びこの額に改め、同条第六項の表を次のように改める。

投票区 の 選挙人数	区市町村	区市町村	
		区	市
五百人未満	平日	二、四五二円	一、六五二円
五百人以上千人未満	土曜日	二、八五二円	二、〇五二円
千人以上二千人未満	日曜日	三、二五二円	二、四五二円
二千人以上三千人未満	又は休日	三、六五二円	二、八五二円
三千人以上五千人未満	平日	四、〇五二円	三、二五二円
五千人以上一万人未満	土曜日	四、四五二円	三、六五二円
一万人以上二万人未満	日曜日	四、八五二円	四、〇五二円
二万人以上	又は休日	五、二五二円	四、四五二円

平成四年三月十日 衆議院會議録第九号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六

二万五千人以上	八、八五二	六、〇五二
二万人以上	二、〇五二	八、〇五二

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 選挙人数	区市町村		
	区	市	町村
千人未満	一七四、三五四円	一七三、八四四円	一三四、七八七円
千人以上一万人未満	二〇四、六九九	二〇三、六七九	一五一、五一
一万人以上一万人未満	二九三、七九二	二九二、二六一	二二四、〇〇八
一万人以上一万人未満	三六三、六五六	三六〇、〇八六	二六八、三〇〇
一万人以上一万人未満	四六六、二二六	四六〇、六一六	三四二、三二六
一万人以上一万人未満	六〇四、九九二	五九六、八三二	四三八、九二五
一万人以上一万人未満	六八一、九一八	六七〇、一八八	四九八、三三〇
三万人以上	七八一、八〇九	七六七、五二九	五六九、〇二六

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 選挙人数	区市町村		
	区	市	町村
千人未満	四四、〇四四円	八三、〇七四円	一五九、一三四円
千人以上二千人未満	四九、五二七	九五、一六三	一八六、四三五
二千人以上三千人未満	六一、〇三三	一二九、四八七	二六六、三九五
三千人以上五千人未満	七九、一七四	一六一、八四〇	三三〇、一七二
五千人以上一万人未満	一〇四、一五八	二二〇、六四二	四二三、六一〇
一万人以上二万人未満	一二六、五四五	二六七、二五六	五四八、六七八
二万人以上	一六四、六七八	三二六、七九八	六二一、〇三八
千人未満	四四、五三四円	八二、五六四円	一五八、六二四円
千人以上二千人未満	四八、五〇七	九四、一四三	一八五、四一五
二千人以上三千人未満	五九、五〇三	一二七、九五七	二六四、八六五
三千人以上五千人未満	七五、六〇四	一五九、二七〇	三三六、六〇二
五千人以上一万人未満	九八、五四八	二〇五、〇三二	四一八、〇〇〇
一万人以上二万人未満	一二八、三八五	二五九、〇九六	五四〇、五一八
二万人以上	一五二、九四八	三〇五、〇六八	六〇九、三〇八
千人未満	一二九、三一〇円	一五五、一七二	一〇三、四四八
千人以上一万人未満	二二二、七五八	二二四、四八二	一九三、九六五
一万人以上一万人未満	三六二、〇六八	四七八、四四七	三三三、二七五
一万人以上一万人未満	四七八、四四七	五一七、二四〇	三四九、一三七
一万人以上一万人未満	五九四、八二六	四〇〇、八六一	四〇〇、八六一
三万人以上	六九八、二七四	四六五、五一六	四六五、五一六

三万人以上	九五二、六五六	九二九、七二六	六九〇、二〇七
-------	---------	---------	---------

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 選挙人数	区市町村		
	区	市	町村
千人未満	一二九、三一〇円	一五五、一七二	一〇三、四四八
千人以上一万人未満	二二二、七五八	二二四、四八二	一九三、九六五
一万人以上一万人未満	三六二、〇六八	四七八、四四七	三三三、二七五
一万人以上一万人未満	四七八、四四七	五一七、二四〇	三四九、一三七
一万人以上一万人未満	五九四、八二六	四〇〇、八六一	四〇〇、八六一
三万人以上	六九八、二七四	四六五、五一六	四六五、五一六

第五條第四項の表を次のように改める。

二万人以上三万人未満	一八六、九八三	三六二、九二二	七一、七九七	一七二、七〇三	三四七、六四二	六九七、五一七	一六八、一六五	二八六、〇五八	五二一、八四四
三 万 人 以 上	二五三、三八二	四五八、七四四	八六九、四六八	一三二、四五二	四三六、八一四	八四七、五三八	二二四、六九二	三六一、五九九	六三五、四一五

開票日の選挙人数	区市町村		土曜日		日曜日又は休日	
	区	市	町	村	町	村
千人未満	三八、〇三〇円	一一四、〇九〇円	二六、六二一円	七九、八六三円		
千人以上一万人未満	四五、六三六	一三六、九〇八	三〇、四二四	九一、二七二		
一万人以上二万人未満	六八、四五四	二〇五、三六二	四五、六三六	一三六、九〇八		
二万人以上三万人未満	八三、六六六	二五〇、九九八	五七、〇四五	一七一、一三五		
三万人以上四万人未満	一〇六、四八四	三一九、四五二	七二、二五七	二一六、七七二		
四万人以上五万人未満	一四〇、七一	四二二、一三三	九五、〇七五	二八五、二二五		
五万人以上六万人未満	一五二、一二〇	四五六、三六〇	一〇二、六八一	三〇八、〇四三		
六万人以上七万人未満	一七四、九三八	五二四、八一四	一一七、八九三	三三三、六七九		
七万人以上八万人未満	二〇五、三六二	六一六、〇八六	一三六、九〇八	四一〇、七二四		
八万人以上九万人未満						
九万人以上一十万人未満						
一十万人以上						

第五條第六項中「三千五百八十三円」を「四千五百九十九円」に改める。

第六條第一項の表中「六三七、三三二」を「七四八、八六〇」に、「六三二、四六九」を「七四六、三一〇」に、「一、八〇〇、六二四」を「一、〇九九、一九四」に、「一、七八六、七五〇」を「一、〇九四、〇九四」に改め、同条第二項を次のように改める。

政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院議員選挙会にあつては三十五万六千六百十二円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては八十九万三千五百十円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙	衆議院議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		参議院比例代表選出議員選挙	
	都道府県及び大都市のあつた都道府県	その他の県	都道府県及び大都市のあつた都道府県	その他の県
二十万未満	四、二五五円	五、八六五円		
二十万以上				

選挙人数	区市町村		土曜日		日曜日又は休日	
	区	市	町	村	町	村
二千人未満	四三、三三三	一三六、九〇八	三〇、四二四	九一、二七二		
二千人以上一万人未満	四五、六三六	一三六、九〇八	四五、六三六	一三六、九〇八		
一万人以上二万人未満	六八、四五四	二〇五、三六二	四五、六三六	一三六、九〇八		
二万人以上三万人未満	八三、六六六	二五〇、九九八	五七、〇四五	一七一、一三五		
三万人以上四万人未満	一〇六、四八四	三一九、四五二	七二、二五七	二一六、七七二		
四万人以上五万人未満	一四〇、七一	四二二、一三三	九五、〇七五	二八五、二二五		
五万人以上六万人未満	一五二、一二〇	四五六、三六〇	一〇二、六八一	三〇八、〇四三		
六万人以上七万人未満	一七四、九三八	五二四、八一四	一一七、八九三	三三三、六七九		
七万人以上八万人未満	二〇五、三六二	六一六、〇八六	一三六、九〇八	四一〇、七二四		
八万人以上九万人未満						
九万人以上一十万人未満						
一十万人以上						

第八條第一項の表中「三四」を「三六」に、「四九」を「五二」に、「七三」を「七八」に改め、同条第二項の表以外の部分中「掲げるとおり」を「掲げる額候補者数が三百五十人以上の場合においては、三百五十人を超える数五十人ごとに四十一円を加算した額」に改め、同項の表中「一〇三」を「一一〇」に、「一五〇」を「一六一」に、「一八八」を「二〇一」に、「二二八」を「二四四」に、「二六六」を「二八五」に、「三〇五」を「三二六」に、「三四三」を「三六七」に改める。

第八條の二の表を次のように改める。

候補者数	区市町村		土曜日		日曜日又は休日	
	区	市	町	村	町	村
九人未満	一一、三六〇円	一一、三三〇円	一〇、三〇〇円			
九人以上一十人未満	一三、九〇五	一二、八七五	一一、八四五			
一十人以上	一五、四五〇	一四、四二〇	一三、三九〇			

第九條第一項の表中「四、三三七」を「四、七四七」に、「三、八六七」を「四、二三七」に、「三、七三七」を「四、〇九七」に、「二、五七七」を「二、九一〇」に、「一、五六二」を「一、八六〇」に、「一、四〇三」を「一、八四六」に改め、同条第二項中「区」にあつては「一万三千三百九円、市」にあつては「一万六千六百五十四円、町村」にあつては「一万七千七百五十五円」を「一万四千二百六十二円」に改める。

第十三條第一項の表を次のように改める。

選挙人数	区市町村		土曜日		日曜日又は休日	
	区	市	町	村	町	村
選挙人の数が五十万人未満のもの	一一、九二八、九六四	一一、五二一、四一二				
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一四、〇三七、九九二	一四、七三三、四五九				
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一六、四四九、〇五四	一七、二四七、五三九				

[illegible]

町		村	
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	二九六、六四一	三四四、一八〇	
選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	五三一、六七二	五九六、三二五	
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	八三一、七三六	九三〇、六一七	
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、〇〇六、六七八	一、一三五、九八四	
選挙人の数が二万人以上のもの	一、一八一、六二〇	一、三四一、三五一	

第十三条第三項の表を次のように改める。

区 分		金 額
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	六三三、九六〇 ^円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	七一三、二〇五
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	七九二、四五〇
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	七九二、四五〇
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	七九二、四五〇
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	八七一、六九五
都道府県	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	八七一、六九五
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	八七一、六九五
	選挙人の数が三百人以上のもの	一、四二六、四一〇
	認定出先機関	三一六、九八〇
	都 市	一五八、四九〇
	区	八三六、六六〇
市	選挙人の数が三万人未満のもの	二二二、九六八
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四五、六三六
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七六、〇六〇
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一三六、九〇八
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	一九七、七五六
	選挙人の数が二十万人以上のもの	二二二、九六八

町		村	
選挙人の数が千人未満のもの		選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの		選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	三〇、四二四	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	四五、六三六	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	
選挙人の数が一万人以上三万人未満のもの	四五、六三六	選挙人の数が一万人以上三万人未満のもの	
選挙人の数が三万人以上のもの	四五、六三六	選挙人の数が三万人以上のもの	

第十三条の二第一項中「五百六十二円」を「五百七十一円」に改める。

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「七千五百円」を「八千三百円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「六千四百円」を「六千八百円」に改める。

第十五条第一項中「千三百円」を「千三百八十三円」に、「百三十八円」を「百四十七円」に改める。

第十七条第二項中「一、八〇〇、六二四」を「一、〇九九、一九四」に、「九八三、〇一三」を「一、一五三、〇五四」に、「一、七八六、七五〇」を「一、〇九四、〇九四」に、「九七五、一四二」を「一、一五〇、五〇四」に、「同条第二項の表中「七一八、六五〇」とあるのは「四三一、六九五」と、「七〇九、三七六」とあるのは「四二六、一二四」を「同条第二項中「八十九万三千五百十円」とあるのは「五十三万九千八百七十円」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

理由

最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、国会議員の選挙等の執

行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
 本案は、国会議員の選挙等の執行について国
 が負担する経費で地方公共団体に交付するもの
 の現行の基準が実情に即さないものとなつたの
 で、所要の改定を加えようとするもので、その
 要旨は次のとおりである。

1 最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定すること。

2 最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示費等の積算単価である印刷費その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定すること。

3 参議院比例代表選出議員選挙における候補者氏名等揭示の経費の額について、候補者数

が三百五十人以上の場合において、所要の額の加算を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を案情に即するようにするもので妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成四年度一般会計予算に約五十九億八千三百万円が計上されている。

平成四年三月六日

公職選挙法改正に關する調査特別委員長 松永 光
衆議院議長 櫻内 義雄殿

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案

右 国会に提出する。

平成四年二月十五日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、最近における我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に対応して、港湾又は空港及びその周辺の地域において行われる輸入の促進に寄与する事業を支援するための措置等を講ずるとともに、対内投資事業者の事業の実施を円滑に進めるための措置を講ずることにより、国民経済及び地域社会の国際経済環境と調和のある健全な発展を図り、あわせて国民生活の向上及び国際経済交流の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「輸入促進基盤整備事業」とは、港湾又は空港及びその周辺の地域以下「港湾・空港地域」という。）において行われる事業であつて、輸入された貨物（関税法昭和二十九年法律第六十一号）第五十六条第一項に規定する保税作業に係る貨物を含む。以下「輸入貨物」という。）の蔵置、加工、展示又は運送の事業その他の輸入貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される施設の設置及び運営を行うものうち、輸入の促進に寄与すると認められるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「輸入貨物流通促進事業」とは、港湾・空港地域において行われる事業であつて、輸入促進基盤整備事業に係る施設を利用して行われる輸入貨物を取り扱うもののうち、輸入の促進に寄与すると認められるものとして政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定製品輸入事業」とは、機械類、電気機器、化学工業製品その他の製品のうち、国際経済環境その他の状況からみて、特にその輸入を促進することが必要かつ適切なものとして政令で定めるものの輸入を行う事業をいう。

4 この法律において「対内投資事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 外国の法令に基づいて設立された法人（次号において「外国企業」という。）であつて、我が国に支店、工場その他の営業所（以下「支店等」という。）を設置しているものうち、主務省令で定める基準に適合するもの
二 我が国の法令に基づいて設立された法人であつて、一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額のその発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が三分の一を超えるものその他の外国企業と特別の関係にあるものとして主務省令で定めるもの

ののうち、主務省令で定める基準に適合するもの（以下「子会社等」という。）

5 この法律において「特定対内投資事業」とは、対内投資事業者により我が国において行われる事業（以下「対内投資事業」という。）のうち、次に掲げる要件に該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 国民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展を図る上で、当該対内投資事業を支援することが必要かつ適切なものと認められること。
二 当該対内投資事業を行うことにより、商品又は役務の品質その他の内容の向上を通じて、国民の消費生活の向上に資するものと認められること。

三 当該対内投資事業を行うことにより、当該対内投資事業者が我が国の事業者とその事業分野に関する技術又は知識の交流を行うことを通じて、当該事業分野における国際経済交流の進展に資するものと認められること。

6 この法律において「特定対内投資事業者」とは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる要件に該当することについて主務大臣の認定を受けた者をいう。

一 対内投資事業者であること。
二 我が国に設置されたその支店等又は設立されたその子会社等の主たる事業として特定対内投資事業を行い、又は行うことが確実であると認められること。
三 我が国に設置された支店等の場合にあつてはその設置の後、我が国に設立された子会社等の場合にあつてはその設立の後、主務省令で定める期間を経過していないこと。

(地域)

第三条 この法律による輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業に関する措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

一 港湾・空港地域であること。

二 当該地域において輸入貨物が相当程度流通し、又は流通することが見込まれること。

三 当該地域における港湾又は空港の整備及び輸入貨物を取り扱う事業の状況からみて、当該地域において輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業を行うことにより、輸入の促進が相当程度図られると認められること。

(地域輸入促進指針)

第四条 主務大臣は、前条に規定する地域についての輸入の促進に関する指針（以下「地域輸入促進指針」という。）を定めなければならない。

2 地域輸入促進指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の地域輸入促進計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業を支援するための措置を講じようとする地域（以下「輸入促進地域」という。）の設定に関する事項
二 輸入促進地域における輸入貨物の流通に関する目標の設定に関する事項
三 前号の目標を達成するための輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の支援に関する事項
四 輸入促進地域において設置される国際経済交流を促進するための施設であつて、輸入の促進に寄与するもの（以下「輸入促進地域国際経済交流施設」という。）の整備の方針に関する事項
五 その他輸入促進地域における輸入の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、地域輸入促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
4 主務大臣は、地域輸入促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(地域輸入促進計画)

第五條 都道府県は、地域輸入促進指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、関係市町村に協議して、輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の支援に関する計画(以下「地域輸入促進計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を申請することができ

2 地域輸入促進計画においては、第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項の大綱について定めるものとする。

一 輸入促進地域の区域

二 輸入促進地域における輸入貨物の流通に関する目標

三 輸入促進地域において行われる輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の内容

四 輸入促進地域国際経済交流施設の整備に関する事項

五 その他輸入促進地域における輸入の促進に關し必要な事項

3 都道府県は、港湾に係る地域輸入促進計画を作成しようとするときは、前項第三号及び第四号に掲げる事項のうち港湾に係るものについて、当該空港を管理する者(以下「空港管理者」という。)がその施設の整備及び管理に關し策定する計画に従つて作成しなければならない。

4 都道府県は、空港に係る地域輸入促進計画を作成しようとするときは、第二項第三号及び第四号に掲げる事項のうち空港に係るものについて、当該空港を管理する者(以下「空港管理者」という。)がその施設の整備及び管理に關し策定する計画に従つて作成しなければならない。

5 都道府県は、地域輸入促進計画を作成しようとする場合において、当該地域輸入促進計画に基づいて行われる輸入促進基盤整備事業に係る施設を設置する事業に關し、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下

「特定施設整備法」という。)第二條第一項第十五号に掲げる特定施設に係る特定施設整備法第四條第一項に規定する整備計画を作成し、同項の規定による認定を受けようとする者が存するときは、第二項第三号に掲げる事項について、当該認定を受けようとする者の意見を聴くものとする。

6 都道府県は、地域輸入促進計画につき第一項の承認を申請しようとするときは、第二項各号に掲げる事項について、関係港湾管理者又は関係空港管理者に協議するものとする。

7 主務大臣は、地域輸入促進計画が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その地域輸入促進計画に係る輸入促進地域が第三各号に掲げる要件に該当し、かつ、地域輸入促進指針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあつては、地域輸入促進指針に適合するものであること。

三 その地域輸入促進計画を達成するための措置が関係地方公共団体の財政の健全性の確保にとつて適切なものであること。

四 その他地域輸入促進指針に照らして適切なものであること。

8 主務大臣は、第一項の承認の申請があつたとき、又は前項の規定による承認をしたときは、当該地域輸入促進計画につき、大蔵大臣に通知するものとする。

9 都道府県は、地域輸入促進計画が第七項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係港湾管理者又は関係空港管理者及び関係市町村に通知しなければならない。

(地域輸入促進計画の変更)

第六條 都道府県は、前条第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第九項までの規定は、前項の場合について準用する。

3 前条第三項の港湾管理者は、同条第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画に關し、同条第二項第三号及び第四号に掲げる事項のうち港湾に係るものについて変更の必要がある」と認めるときは、当該地域輸入促進計画を作成した都道府県に対し、その変更を求めることができる。

4 前項の規定は、空港管理者が前条第四項に規定する当該空港の施設の整備及び管理に關し策定する計画を変更した場合について準用する。

(特定施設整備法の整備計画との関係)

第七條 第五條第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認地域輸入促進計画」という。)が存する場合であつて、当該承認地域輸入促進計画に係る輸入促進地域において特定施設整備法第二條第一項第十五号に掲げる特定施設について特定施設整備法第四條第一項の認定を受けようとする者が存するときは、その者の作成する同項の整備計画は、当該承認地域輸入促進計画に従つた内容のものでなければならない。

(産業基盤整備基金の行い輸入促進・対内投資円滑化業務)

第八條 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、特定施設整備法第四十條第一項に規定する業務のほか、輸入を促進し、及び対内投資事業の実施を円滑に進めるため、次の業務を行う。

一 承認地域輸入促進計画に基づいて輸入促進基盤整備事業を行う者に対し、当該輸入促進業務の保証を行うこと。

二 承認地域輸入促進計画に基づいて輸入促進基盤整備事業を行う者に対し、当該輸入促進

基盤整備事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

三 特定製品輸入事業であつて、その事業分野における国際経済交流の進展に資するものとして政令で定めるものを行う者に対し、当該特定製品輸入事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

四 特定対内投資事業者に対し、当該特定対内投資事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

五 対内投資事業に係る市場の開拓に關する調査、従業員募集に係る情報の提供、取引のあっせん及び従業員の研修その他の対内投資事業を支援する事業を行う者であつて、対内投資事業の円滑な実施に寄与する施設を整備して当該事業を行うものに対し、当該事業に必要な資金の出資を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第九條 政府は、基金が前条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

(特別勘定)

第十條 基金は、第八條第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余額は、積立金として整理しなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

平成四年三月十日 衆議院會議録第九号 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に關する臨時措置法案及び同報告書

一一

(輸入促進基盤整備出資資金)

第十一条 基金は、第八条第二号に掲げる業務に
関して、輸入促進基盤整備出資資金を設け、第
九条の規定により政府が出資した額に相当する
金額をもってこれに充てなければならない。

2 輸入促進基盤整備出資資金は、特別勘定にお
ける毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生
じたときは、その利益の額又は損失の額により
増加し、又は減少するものとする。

(特定施設整備法の特例等)

第十二条 第八条の規定により基金の業務が行わ
れる場合には、特定施設整備法第十九条中「日
本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀
行」と、特定施設整備法第四十条第二項中「同条
第二項の認可を受けた場合において出資された
金額」とあるのは「同条第二項の認可を受けた場
合において出資された金額(輸入の促進及び対
内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(以下
「輸入・対内投資法」という。第九条の規定によ
り政府が出資した金額を除く。))と、「前項第
一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務並び
に輸入・対内投資法第八条第一号、第三号及び
第四号の業務」と、特定施設整備法第四十一条第
一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の
保証の決定及び出資の決定」と、特定施設整備
法第四十六条中「出資者」とあるのは「政府以外
の出資者」と、特定施設整備法第五十一条中「こ
の法律」とあるのは「この法律及び輸入・対内投
資法」と、特定施設整備法第五十二条第一項中
「大蔵大臣及び通商産業大臣」とあるのは「大蔵
大臣及び通商産業大臣(輸入・対内投資法第八
条第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附
帯する業務を含む。以下「輸入促進基盤整備業
務」という。))については、大蔵大臣、通商産業
大臣、運輸大臣及び農林水産大臣」と、同条第
二項中「大蔵大臣及び通商産業大臣は、この法
律」とあるのは「大蔵大臣及び通商産業大臣(輸
入促進基盤整備業務については、大蔵大臣、通

商産業大臣、運輸大臣及び農林水産大臣)は、

この法律又は輸入・対内投資法」と、特定施設
整備法第五十三条第一項及び第二項中「大蔵大
臣又は通商産業大臣は、この法律」とあるのは
「大蔵大臣又は通商産業大臣(輸入促進基盤整備
業務については、大蔵大臣、通商産業大臣、運
輸大臣又は農林水産大臣)は、この法律又は輸
入・対内投資法」と、特定施設整備法第五十四
条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出
資者」と、特定施設整備法第五十五条第一項
中「これを各出資者に対し」とあるのは「当該残
余財産のうち、輸入・対内投資法第十条第一項
に規定する特別勘定に属する額に相当する額を
政府に対し、当該特別勘定以外の一般の勘定に
属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資
者に対し」と、同条第二項中「各出資者」とある
のは「輸入・対内投資法第十条第一項に規定す
る特別勘定以外の一般の勘定に係る各出資者」
と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四
十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び輸
入・対内投資法第八条」と、同条第五号中「大蔵
大臣及び通商産業大臣」とあるのは「大蔵大臣
及び通商産業大臣(輸入促進基盤整備業務につ
いては、大蔵大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び
農林水産大臣)とする。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備
法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をし
ようとするときは、第八条第一号及び第二号に
掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に
係る事項に關し、運輸大臣及び農林水産大臣に
協議しなければならない。

3 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備
法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をし
ようとするときは、第八条第四号に掲げる業務
に係る事項に關し、主務大臣(大蔵大臣及び通
商産業大臣を除く。)に協議しなければならない。

4 第八条の規定により基金の業務が行われる場
合における当該業務に係る資金及び経理につ
いては、特定施設整備法並びに前二条及び前三項
に規定するもののほか、産業構造転換円滑化臨
時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)附則第
九条に定めるところによるものとする。

第十三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法
律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普
通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三
条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保
保険」という。))又は同法第三条の三第一項に規
定する特別小口保険(以下「特別小口保険」とい
う。))の保険関係であつて、輸入貨物流通促進関
連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項
又は第三条の三第一項に規定する債務の保証
(以下「特定債務保証」という。))であつて、承認
地域輸入促進計画に基づいて輸入貨物流通促進
事業を行う者として通商産業省令で定めるとこ
ろによりその住所を管轄する市町村長又は特

別区長(以下「市町村長等」という。))の認定を受
けた中小企業者が当該輸入貨物流通促進事業を
行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同
じ。))を受けた中小企業者、特定製品輸入関連保
証(特定債務保証であつて、特定製品輸入事業
を行う者として通商産業省令で定めるところに
より市町村長等の認定を受けた中小企業者が当
該特定製品輸入事業を行うのに必要な資金に係
るものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者
及び特定対内投資関連保証(特定債務保証で
あつて、特定対内投資事業の実施を円滑に進め
るものとして通商産業大臣が定める事業を行う
者として通商産業省令で定めるところにより市
町村長等の認定を受けた中小企業者が当該事業
を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下
同じ。))を受けた中小企業者に係るものについて
の次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用につ
いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字
句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		第三条の二第 一項、第三 条の三第一 項	第三条の二第 二項、第三 条の三第二 項
輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措 置法第十三条第一項に規定する輸入貨物流通促進関連 保証(以下「輸入貨物流通促進関連保証」という。))に 係る輸入貨物流通促進関連保証の合計額(以下「輸入 貨物流通促進関連保証の合計額」という。))と、同項に規定する 特定製品輸入関連保証(以下「特定製品輸入関連保証」と いう。))に係る輸入貨物流通促進関連保証の合計額(以下「特 定製品輸入関連保証の合計額」という。))と、又は同 項に規定する特定対内投資関連保証(以下「特定対内投 資関連保証」という。))に係る輸入貨物流通促進関連保証の合 計額(以下「特定対内投資関連保証の合計額」という。))と、 その他の輸入貨物流通促進関連保証の合計額とがそれ ぞれ		輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証、 特定対内投資関連保証及びその他の保証ごとに、それ ぞれ当該保証をした	輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証、 特定対内投資関連保証及びその他の保証ごとに、当該 債務者

2 普通保険の保険関係であつて、輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び特定対内投資関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び特定対内投資関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(課税の特例)

第十四条 特定対内投資事業者が当該特定対内投資事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備並びに機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

2 特定対内投資事業者がその事業(第二条第四項第一号に掲げる者にあつては、同条第六項の規定に係る支店等の事業に限る。)により欠損金を生じたときは、租税特別措置法で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、承認地域輸入促進計画に基づく輸入促進基盤整備事業により設置される施設のうち自治省令で定めるものを設置した者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

取得税又は当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保)

第十六条 国及び地方公共団体は、承認地域輸入促進計画に基づいて行われる輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業を支援するための措置に必要な資金の確保又はその融通のあつてに努めるものとする。

2 国は、対内投資事業の実施を円滑に進めるために必要な資金の確保又はその融通のあつてに努めるものとする。

(施設の整備)

第十七条 国及び地方公共団体は、承認地域輸入促進計画の達成に資するため、必要な港湾、空港その他の施設の整備の促進に努めるものとする。

(国の援助等)

第十八条 国及び地方公共団体は、輸入の促進及び対内投資事業の実施の円滑化に資するため、輸入促進基盤整備事業を行う者、輸入貨物流通促進事業を行う者、特定製品輸入事業を行う者、特定対内投資事業者その他の関係者に対して、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 地方公共団体が承認地域輸入促進計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(関係者の理解と協力)

第十九条 国は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等を考慮し、輸入促進基盤整備事業を行う者、輸入貨物流通促進事業を行う者、特定製品輸入事業を行う者及び特定対内投資事業者がそれぞれの事業を円滑に行うことができるようこれらの事業者と取引関係にある者その他の関係者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めなければならない。

(大都市の特例)

第二十条 第五条及び第六条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、輸入促進地域の全部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に含まれる場合においては、当該指定都市が処理する。

2 前項の場合においては、第五条及び第六条の規定中都道府県に關する規定は、指定都市に關する規定として当該指定都市に適用があるものとする。

(主務大臣等)

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第二条第六項に規定する認定及び第十二条第三項の規定による協議に關する事項については、当該特定対内投資事業を所管する大臣

二 第四条第一項の規定による地域輸入促進指

針の策定、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による公表、第五条第一項及び第七項の規定による承認、同条第八項の規定による通知、第六条第一項の規定による承認並びに同条第二項において準用する第五条第七項の規定による承認及び同条第八項の規定による通知に關する事項については、通商産業大臣、運輸大臣、農林水産大臣及び自治大臣この法律における主務省令は、次のとおりとする。

2

一 第二条第四項に規定する対内投資事業者に係る事項に關しては、当該対内投資事業を所管する大臣の発する命令

二 第二条第六項に規定する特定対内投資事業者に係る事項に關しては、当該特定対内投資事業を所管する大臣の発する命令

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成八年五月二十九日までに廃止するものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に對し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2

基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に關する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定施設整備法の一部改正)

第五條 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二條第一項に次の一号を加える。

十五 輸入の促進を図るための多様な機能を有する一群の施設であつて、第十一号イ又はロに掲げる施設と一体的に設置されるもので、かつ、次に掲げる施設から構成されるもの

イ 輸入貨物の蔵置、加工、展示又は運送の事業その他の輸入貨物を取り扱う事業の業務を支援する事業の事業場として相当数の企業等に利用させるための施設

ロ 輸入の促進に寄与する新商品(部品を含む)の開発又は輸入貨物の流通の円滑化に資する技術に関する研究開発のための施設であつて、相当数の企業等に利用させるためのもの

ハ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設

第三條第三項中「第十四号まで」を「第十五号まで」に、「及び第十号から第十二号まで」を「第十号から第十二号まで及び第十五号」に改める。

第九條中「及び第十号から第十二号まで」を「第十号から第十二号まで及び第十五号」に改める。

第五十九條ただし書中「第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

九 第二條第一項第十五号に掲げる特定施設 農林水産大臣、通商産業大臣及び運輸大臣

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十一條第四項中「規定する特別勘定」の下

に「及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)第十條第一項に規定する特別勘定」を加える。

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第七條 産業構造転換円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第九條第七項中「及び伝統的工芸品産業振興法第十一條の」を「伝統的工芸品産業振興法第十一條及び輸入・対内投資法第八條の」に、「及び伝統的工芸品産業振興法」という。

第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。

第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。

第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。

第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。

第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。

第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。

第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。

第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。第十一條 以下「伝統的工芸品産業振興法」という。

五号に掲げる業務に必要な資金に充てることができ。

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)第二條第六項に規定する特定対内投資事業者で政令で定めるものが当該特定対内投資事業者の同項に規定する認定に係る同条第五項に規定する特定対内投資事業の用に供する工場用の建物(工業再配置促進法第二條第二項に規定する誘導地域において建設された建物で政令で定めるものに限る)の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む)。

(印紙税法の一部改正)

第九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「特定外航船舶解撤促進臨時措置法(昭和六十一年法律第八十三号)第七條第一号(産業基盤整備基金の行の解散促進業務)の業務」を削り、「の業務並びに」を「の業務」に改め、「産業基盤整備基金の行の特定商業集積整備促進業務の業務」の下に「並びに輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)第八條第一号、第三号及び第四号(産業基盤整備基金の行の輸入促進・対内投資円滑化業務)の業務」を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第八十三号の二の次に次の一号を加える。

八十三の三 輸入の促進及び対内投資事業の

円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第三十八條中「から第八十六号まで」を「第八十四号から第八十六号まで」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)の施行に関すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)の施行に関すること。

第四條第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の規定に基づき、地域輸入促進指針を定め、及び地域輸入促進計画を承認すること。

(自治省設置法の一部改正)

第十三條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

理 由

最近における我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に対応して、輸入を促進し、及び対内投資事業の実施を円滑に進めるため、産業基盤整備基金の業務に港灣又は空港及びその周辺の地域において行われる輸入の促進に寄与する事業等を支援する業務並びに対内投資事業の実施を円滑化する業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における我が国を取り巻く国際経済環境の変化等に対応して、輸入を促進し、及び対内投資事業の実施を円滑に進めるための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(一) 「輸入促進基盤整備事業」とは、港灣又は空港及びその周辺の地域(以下「港灣・空港地域」という。)において行われる事業であつて、輸入貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される施設の設置及び運営を行うもののうち、輸入の促進に寄与すると認められるものとして政令で定めるものをいう。

(二) 「輸入貨物流通促進事業」とは、港灣・空港地域において行われる事業であつて、輸入促進基盤整備事業に係る施設を利用して行われる輸入貨物を取り扱うもののうち、輸入の促進に寄与すると認められるものとして政令で定めるものをいう。

(三) 「特定製品輸入事業」とは、機械類その他の製品のうち、特にその輸入を促進することが必要かつ適切なものとして政令で定めるものの輸入を行う事業をいう。

(四) 「対内投資事業者」とは、外国の法令に基づいて設立された法人(以下「外国企業」という。)であつて、我が国に支店、工場その他の営業所(以下「支店等」という。)を設置しているもの又は我が国の法令に基づいて設立された法人であつて、一の外国企業により所有されるその株式の数は又は出資の金額のその発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が三分の一を超えるもの等(以下「子会社等」という。)をいう。

(五) 「特定対内投資事業」とは、対内投資事業者により我が国において行われる事業(以下「対内投資事業」という。)のうち、当該対内投資事業を支援することが必要かつ適切なものと認められること等の要件に該当するものとして政令で定めるものをいう。

(六) 「特定対内投資事業者」とは、主務省令で定めるところにより、その支店等又は子会社等の主たる事業として特定対内投資事業を行い、又は行うことが確実であると認められること等の要件に該当することについて主務大臣の認定を受けた者をいう。

2 地域

輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業に関する措置は、港灣・空港地域であること等の要件に該当する地域について講じられるものとする。

3 地域輸入促進指針

主務大臣は、「地域輸入促進指針」を定めなければならない。

4 地域輸入促進計画

(一) 都道府県は、地域輸入促進指針に基づき、輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業の支援に関する「地域輸入促進計画」を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

(二) 主務大臣は、地域輸入促進計画が、地域輸入促進指針に適合するものであること等の

要件に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

5 産業基盤整備基金の業務の追加

産業基盤整備基金は、従来の業務に加え、承認地域輸入促進計画に基づき輸入促進基盤整備事業を行う者に対する債務の保証及び出資、特定製品輸入事業であつて政令で定めるものを行う者及び特定対内投資事業を行う者に対する債務の保証、対内投資事業を支援する事業を行う者に対する出資等を行うものとする。

6 その他

中小企業信用保険法の特例、課税の特例、地方税の不均一課税に伴う措置、資金の確保、施設の整備、国等の援助、主務大臣等について定める。

7 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、平成八年五月二十九日までには廃止するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、輸入の促進と対内投資事業の実施の円滑化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

平成四年度一般会計予算に産業基盤整備基金に対する出資金十二億円が計上されている。右報告する。

平成四年三月六日

商工委員長 武藤 山治

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 輸入促進地域の整備を円滑に進めるため、主務大臣間の密接な連絡の下で各省の施策の一体的な活用を図ることとし、本法施行後速やかに地域輸入促進指針を公表するとともに、地域輸入促進計画の承認を行うよう努めること。

二 「輸入促進基盤整備事業」の地域指定に当たつて、海上貨物の荷扱いを行う物流ターミナルの設置については、その効率性から考えて港灣に整備することが適当であるとの観点から、必要な措置を講ずること。

三 地域輸入促進計画の作成に当たつて、都道府県が関係者の意見に十分配慮するよう努力すること。

四 海上貨物の荷扱いを行う物流ターミナルにおいて行われる港灣運送事業については港灣運送の認可料金が遵守されるよう運輸省は港灣運送事業者の指導に努めるとともに、通商産業省は運輸省との連絡を密にし、適切な対応を図ること。

五 港灣労働者の雇用の安定を図るため、ILO第一三七号条約の批准に向けて、できる限り速やかに必要な条件整備に努めること。

六 輸入関連の各種行政手続の簡素化・迅速化を図るとともに、本法に基づく輸入促進措置の推進に当たつては、各種の輸入拡大策との一体的実施により、その効果を上げるよう努めること。

七 本法に基づく支援措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な

効果を上げるよう円滑に推進するとともに、外国企業等への積極的な周知活動に努めること。

旅券法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成四年二月十四日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

旅券法の一部を改正する法律

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 前項第二号に掲げる書類は、次の各号のいずれかに該当するときは、提出することを要しない。ただし、第一号に該当する場合において、国内においては都道府県知事(直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣。以下この条において同じ。)が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 第十条の二の規定に基づき前項の申請をするとき。

二 外務大臣が指定する場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実が明らかであると認めるとき。

第二十条第一項中「八千円」を「一万円」に、「四千元」を「五千元」に、「千三百円」を「千六百元」に、「七百元」を「九百元」に、「六千円」を「八千円」に、「三千円」を「四千元」に、「二千円」を「二千五百円」に改める。

第二十三条中「十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成四年八月一日から施行する。ただし、第二十条第一項の改正規定及び次

項の規定は、平成四年十一月一日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

2 改正後の第二十条第一項の規定は、平成四年十一月一日以後にされる旅券又は渡航書に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券又は渡航書に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

最近における旅券事務の増大にかんがみ、申請手続の簡素化を行い、もって国民の一層の便宜を図るとともに、最近における経済事情の推移にかんがみ、手数料の改定を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

我が国国民の海外渡航者数は、近年の国際化傾向とも相まって平成二年には一千九十九万人を突破し、これに伴い旅券発給件数も恒常的に増加、年間の新規の一般旅券の発給件数は五百万件近くに及んでいる。このため旅券発給窓口の混雑、旅券事務量の膨脹、旅券管理事務の複雑化等の諸問題が生じ、平成四年十一月には、機械読取り旅券(MRP)の導入が予定されている。

本案は、このような状況に対応するため、申請手続の簡素化と手数料の改定を行い、一層の国民の便宜及び行政効率の向上に資するとともに、刑罰規定中罰金刑に係る所要の規定の整備を行うため見直しを図ることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 一般旅券の発給申請のうち、有効な旅券を返納して旅券の切替発給の申請を行う場合は、戸籍謄(抄)本の提出を原則として省略し

得ること。

2 一般旅券の発給に係る手数料について、経済的要因を考慮し、現行八千円を一万円に引上げること。

3 罰則規定中罰金の最高限度額を、現行十万円から三十万円に引上げること。

4 この法律は、平成四年八月一日から施行することとし、手数料の改正に係る規定は、平成四年十一月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における旅券事務の増大にかんがみ、申請手続の簡素化と手数料の改定を行い、もって一層の国民の便宜及び行政効率の向上を図ろうとするものである。必要かつ適切な措置であると認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う増収見込額は、平成四年度において、約三十一億円と見込まれている。右報告する。

平成四年三月六日

外務委員長 麻生 太郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿